



Tax Alert

Grant Thornton Vietnam

2020年3月



2019年度確定申告 に関する最新情報



弊社Grant Thornton Vietnamの今回のニュースレターでは、2019年度確定申告に関わる重要なガイダンス、および、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴う企業への関連支援策についての最新情報をご案内致します。COVID-19は、2019年12月末の発生以来、世界中の国々に感染が拡大しており悪影響を与えています。2020年3月11日、世界保健機構（WHO）は、COVID-19の感染状況はもはやエピデミックではなくパンデミック（世界的な流行）だとの認識を表明しました。今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、この状況下での税務申告手続き、および、申告期限延長、納税期限延長、減税に関する最新情報をご案内申し上げます。

COVID-19をめぐる複雑な状況は世界的な現象となっており、ベトナムも感染拡大の影響からは逃れることはできません。この状況下で、以下の事項にご留意頂く必要があります。

A. 確定申告の期限

Circular 156/2013/TT-BTC第3条第3項ddによれば、「年次確定申告書類の提出期限は暦年または会計年度の最終日から90日目とする」となっています。

2019年度については確定申告書の提出期限延長、納税期限延長、減税に関して多くの提案がされてきましたが、財政省による最新の提案によれば、確定申告書の提出期限は変更されていません。従って、納税者、企業は、確定申告書類（つまり法人所得税、個人所得税など）を暦年または会計年度の最終日から90日以内に提出する必要があります。

B. 法人所得税の計算に際する損金

COVID-19の感染拡大による損失・損害に関連する費用を被った場合、損失・損害の金額は、損失・損害の合計額から法律の規定により保険会社またはその他機関から補償を受けた金額を控除した金額となります。Circular 96/2015/TT-BTC第4条第2項セクション2.1で規定されている通り、損金算入を可能とするためには、損失・損害を証明する書類を用意しておき、税務当局から要請があった際に提出できるようにしておく必要があります。具体的には以下の書類が必要となります。

・ 損失・損害を受けた資産・物品の価額リスト（会社が作成する）。

損失・損害を受けた資産・物品の価額、損失・損害の原因、損失・損害に関する会社・個人の責任を明記する必要があります。回収可能な資産・物品がある場合には、その種類、数量、価額も記入します。損失・損害を受けた物品の入出庫記録に法令代表者の確認署名を付して添付します。

・ 保険会社による補償があった場合には、当該補償請求書類。
・ 補償義務を負う機関・個人がある場合には、当該責任を明記した書類。

上記書類は会社で保管しておき、税務当局からの要請があった場合に提出します。

C. 納税期限延長に関する最新情報

ベトナムでのCOVID-19の感染拡大状況は複雑になってきており、多くの企業・納税者の生産活動や事業活動が深刻な影響を受けています。これに伴い、ベトナム政府は、被害者に対する積極的かつ強力な支援政策をとっています。2020年3月4日、企業活動が被る困難を取り除き、COVID-19感染拡大に対応する社会保障を担保するための緊急措置を指示するDirection No.11/CT-TTgが、グエン・スアン・フック首相により署名されました。ここで最も注目されるのは、企業に対する約250兆VNDの信用支援パッケージを用意するよう中央銀行へ指示が出されたこと、そして、企業支援および社会保障担保のための約30兆VNDの支援パッケージの提案を2020年3月中に首相へ提出するよう財政省へ指示を出していることです。

上記方針に沿って、2020年3月11日、税金および土地リース料金の納付期限を延長する政令草案が財政省から提出されました。重要なポイントは以下の通りです。

納付期限延長を受ける対象者

- i. 以下のいずれかの分野で事業を行う企業、組織：農林水産業、食品の製造加工、紡織、衣服製造、履物製造、ゴム製品製造、電子製品・コンピューター製造、自動車の製造・組立(9席以下の自動車の製造・組立を除く)、鉄道輸送、自動車輸送、海上輸送、空中運送、倉庫業および運輸関連業、宿泊業・飲食サービス業、旅行代理店・ツアーオペレーターおよびツアーの広告そして手配に関連する支援サービス。
- ii. 上記分野で事業を行う個人、

個人のグループ、世帯。

- iii. 政府の規定による小企業、極小企業。

納付期限延長の対象となる税目および土地リース料

財政省の提案によれば、(i) および (iii) の対象者に対して、2020年3月、4月、5月および6月、または、2020年第1四半期および第2四半期に納税義務が発生する付加価値税の納付期限が5か月延長されます。

(ii) の対象者に対しては、2020年に納税義務が発生する付加価値税および個人所得税の納付期限を2020年12月15日前としています。

期限延長は納税に対してのみ適用されますので、納税者の申告義務は依然として現行の規定通り適用されます。

国家から直接に土地のリースを受けて年次の土地リース料を支払っている納税者が、上記分野での事業に土地を使用している場合、財政省の提案によれば、(i) および (ii) の対象者に対して、土地リース料の納付期限が5か月延長されます。但し、遅くとも2020年10月31日が最終期限となります。

納付期限延長の手続き

政令草案と共に、税金・土地リース料納付期限延長申請書(「申請書」)が公表されています。対象となる納税者は、遅くとも2020年5月31日までに管轄税務当局へこの申請書を送付する必要があります。申請書の送付が遅れた場合、納税者は税金および土地リース料の納付期限延長を受けることができません。納付期限の延長期間中については、税金および土地リース料の納付遅延に伴う延滞金利を納付する必要はありません。



財政省は、この政令草案をwww.mof.gov.vnのウェブサイトで公表しており、納税者からのパブリックコメントを募集しています。ご意見をお持ちの方はこの財政省のウェブサイトへアクセスしてみてください。

政令草案はまだパブリックコメントの募集中であり正式には発行されていませんが、税務総局からは、COVID-19の影響に伴う納税期限の延長、延滞金利の免除をガイダンスする2020年3月3日付けOfficial Letter 897/TCT-QLNが発行されています。このオフィシャルレターでは、現行規定による期限延長および延滞金利免除の手続きを実施するよう地方税務局への指示が出されています。具体的には以下の通りです。

期限延長の対象となる税額、期間および免除される延滞金利の額

Circular 156/2013/TT-BTCの第31条第2項では、納付期限の延長を受ける納税額は、損害を被った物質の価額を超えないこと、そして、延長期間は納税期限から2年を超えないこととされています。

Circular 156/2013/TT-BTCの第35条、および、Circular 26/2015/TT-BTCの第2条第11項cでは、疫病の場合における延滞金利の免除に関して規定しています。疫病発生時点での未納税額に対する延滞金利は免除され、免除される延滞金利額は損害を被った資産・物品の価額を超えません。



納付期限延長および延滞金利免除の申請書類

納付期限延長、延滞金利免除の申請に際しては、以下の書類を用意して管轄税務当局へ提出する必要があります。

- ・ 納付期限延長申請書、または、延滞金利免除申請書。
- ・ 納付期限延長の申請をする場合は、納税者または納税者の合法的代表者により作成された損害を被った物質の価額評価リスト。
- ・ 延滞金利免除の申請をする場合は、財政局により設立された評価委員会、または、契約に基づく評価サービスを提供する専門の評価会社、または、財政局の評価センターなど権限を持つ機関による資産の損害程度・価額を確認する報告書。

・ 疫病発生地での町村レベルの公安、町村レベルの人民委員会、または、工業区・輸出加工区・経済区管理委員会のうちいずれかにより作成された、疫病発生時点における納税者に対する損害の確認書。

・ 保険会社による補償があった場合には、当該補償請求書類

D. 2020年の税務調査、税関調査の計画

Direction No.11/CT-TTgでは、企業コスト削減のために行政手続きを早急に見直し、削減するよう各省庁への指示が出されています。この首相指示に基づいて、違反の兆候がない企業に対する2020年の定期調査実施を中止して、企業の困難克服および企業活動の維持を支援するよう、税務当局およ

び税関当局への要請が財政省から出されています。但し、この政策を悪用して法令違反をする企業がないよう念が押されています。

税関総局は、既に調査計画を全面的に見直しており、損害を被った企業からの提案に基づいて、2020年第1四半期に計画されていた税関調査を一時的に停止して2020年第2四半期、第3四半期へ延期することを発表しています。

同時に、税務リスクの高い企業に対する税務調査に注力して、違反の兆候がない企業に対する税務調査は実施しないよう各レベルの税務当局へ指示をするOfficial Letterも税務総局から発行されています。

移転価格税制に関する最新情報

A. 移転価格税制への対応

法人の納税者は、会計年度の終了日から90日以内に法人所得税の確定申告書を提出する義務があります。従って、12月31日で会計年度が終了する企業が移転価格開示様式の提出義務を負う場合、法人所得税確定申告書と共に提出できるように各種開示様式を2020年3月30日までに完成しておく必要があります。この移転価格開示様式とは以下の様式です。

- a. 開示様式 01 (関連者との関係および関連者間取引に関する情報);
- b. 開示様式02 (ローカルファイルに関する情報); 該当する場合
- c. 開示様式 03 (マスターファイルに関する情報); 該当する場合
- d. 開示様式 04 (最終親会社の国別報告書); 該当する場合

その他、自社の関連者間取引における独立企業間価格を算定するための報告書であるローカルファイル、および、グループ全体の事業活動や移転価格ポリシーが記載されたマスターファイルを作成、保管しておく必要があります。これらの書類は、税務当局からの

要請があった際に提出することになります。

独立企業間価格の原則を順守できていない場合、移転価格文書の提出を要請されても提出できない場合には、移転価格の更生による追徴課税を受けるリスクがあります。また、罰金および延滞金利のリスクも生じます。

COVID-19の感染拡大による深刻なグローバル・サプライチェーンの分断が生じて、多国籍企業の事業活動が滞っています。多くの企業での売上および利益の減少による業績悪化が懸念されます。このような多国籍企業の業績悪化は、税務当局による税務調査において関心対象になると考えられます。従って、業績悪化の場合には、状況分析をして、ローカルファイルで説明しておく必要があります。来るべき税務調査に備えて、経済環境の急変を反映するための特殊要因調整や選択すべき比較対象企業の検討をするべきかもしれません。

B. 金融取引に関するOECDのガイダンス

OECD (経済協力開発機構) は、2020年2月11日、税源浸食と

利益移転(BEPS)の行動計画4および行動計画8-10に関して、様々なタイプの金融取引に関する移転価格ガイダンスを盛り込んだ報告書を公表しました。このガイダンスでは、グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジ、保証、キャプティブ保険などの金融取引の価格設定に関する特定の問題を取り上げています。

今回のガイダンスは、2018年7月に公表された金融取引に関するディスカッション・ドラフトに対するフォローアップ・ガイダンスです。金融取引に関するガイダンスがOECD移転価格ガイドラインに盛り込まれるのは今回が初めてであり、移転価格の適用における一貫性の向上、移転価格をめぐる紛争と二重課税の軽減に役立つと期待されます。本ガイダンスでは、実際の取引の正確な描写およびリスク・コントロールについての分析の金融取引への適用方法を説明しており、特定の関連者間金融取引が独立企業原則に沿っているかを判断するための実例を通じた説明をしています。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。ニュースレターのダウンロードは下記サイトへアクセス下さい。www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T+ 84 24 3850 1686
F+ 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形薫(Kaoru Okata)

Director –Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director –Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T+ 84 28 3910 9100
F+ 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie –Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

唐牛理任(Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



grantthornton.com.vn

© 2020 Grant Thornton (Vietnam) Limited -All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.